

第3回諫早湾干拓調整池水質検討委員会の議事概要

平成30年8月9日

九州農政局

第3回諫早湾干拓調整池水質検討委員会では、長崎県が平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画（以下「第2期行動計画」という。）」に掲げた調整池水質保全対策に関するレビュー及び今後の水質保全のための対策について説明した。

これらに対する委員からの意見、質疑及び専門的・技術的観点からの助言・指導があった。これらの概要は以下のとおり。

1. 諫早湾干拓調整池水質検討委員会設置要領の改訂について（報告）

- ・設置要領第2条に基づき、委員長は平松九州大学大学院教授が互選され、委員長代理は中西山口大学名誉教授が指名された。
- ・要領第7条に顧問の選任について追加した。（委員長より戸原九州大学名誉教授の推薦があった。）

2. 議事

（1）調整池水質保全対策に関するレビュー

第2期行動計画に掲げられた水質保全対策について、これまでに関係機関が連携し、実施した取組内容、実施状況及び取組の評価を報告。

《これに対し、以下のような助言・指導等があった。》

- ・高度処理型合併浄化槽の推進に当たっては、条例化を進めることで地域住民1人1人の環境配慮意識の向上を図ることが大切であり、このことは工場・事業場の事業主への啓発にも繋がる。

- ・潜堤の巻き上げ防止効果により、それに伴い沈水植物や微生物が増加し、水質改善の効果も得られる。

- ・施肥改善対策を推進するための補助金は出されているのか。施肥改善対策により収益が少なくなっているのか。

→環境保全型農業直接支払い交付金がある。施肥改善は、平成28年度に実証調査を行っている。収量減は見られないが、営農者への結果の周知が必要である。

(2) 諫早湾干拓調整池水質保全のための対策について

今後、水質保全目標達成に向け、第2期行動計画に掲げた対策及び新たな対策について、その概要、負荷削減量算定の考え方、さらに水質改善の見通しを報告。

《これに対し、以下のような助言・指導等があった。》

- ・ 農地対策をこれほど綿密に実施している水域は国内では見当たらない。新干拓地だけでなく、背後地でも積極的に取組まれており、先進的な事例と思われる。他の農地対策の実施事例を調査したうえで、調整池の取組をPRするとよい。
- ・ 水生植物を系外に搬出、緑肥化を行うバイオエコ技術を活用した取組は、調整池の水質保全に有効である。

その他、調整池の水質に関する専門的・技術的な助言・指導ではないものの、以下に関して意見が出された。これらについては、関係機関へ意見があったことを申し伝えることとした。

- ・ 高度処理型合併浄化槽設置の条例化
- ・ 住民参加型の取り組み
- ・ 調整池の地域資源、教育資源としての利活用の推進
- ・ 地域内での資源循環の取り組み

全体的な取りまとめとして、議論された調整池の水質保全のための継続対策を適切に行えば、中長期的に水質保全目標の達成が可能なことを確認した。対策を適切に実施するため、提示した各対策の取組内容に基づき、実効性を高めた取組を推進することが、水質保全目標の達成に有効であるとのご意見であった。

以上